

第6回 会社法制研究会

日時：令和7年2月28日（金）16:00～17:40

場所：公益社団法人商事法務研究会会議室（オンライン併用）

議事録

(A) 予定した時刻より少し早いですが、皆さまおそろいですので、第6回会社法制研究会を開催させていただきます。本日もご多忙の中ご参加いただき誠にありがとうございます。

(B) それでは、初めに、配布資料のご確認をお願いします。

(A) 皆さまには今回、議事次第、会社法制研究会資料6、会社法制研究会報告書の案文の三つを配布しております。会社法制研究会資料6と会社法制研究会報告書の案文の内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。配布資料の説明は以上です。

(B) ありがとうございます。早速ですが本日の議題に入りたいと思います。まず会社法制研究会資料6について、ご説明いただいた後、意見交換の機会を設けたいと思います。会社法制研究会報告書につきましては、その後でご説明と意見交換の機会を設けたいと思います。それでは資料6のご説明をお願いします。

(C) 資料6についてご説明申し上げます。今回の資料で取り上げているテーマは「株主総会の在り方に関連する見直し」です。これまでの研究会においても、株主総会に関連する事項については幾つか取り上げて議論していただき、さまざまなご意見を頂いているところです。今回は、これまでの議論も踏まえつつ、資料6に記載している①から⑤など、株主総会に関連する検討事項について、株主総会の合理化という観点で検討できないか、そして、これらの事項のうち実現可能性が高いものや見直しの優先度が高いものはどれかという点について、皆さまのご意見を伺いたいと考えております。各検討事項についての個別の論点に関する細かな議論というよりは、会社法の見直しを行うべきテーマの見極めや見直しの方向性など、大所高所の観点からのご意見を頂きたいと思っております。簡単ですが、ご説明は以上です。

(B) それでは研究会資料6についてご意見を頂戴したいと思います。

(D) ①から⑤について、実現可能性という観点から申しますと、②の会社法319条1項の要件の見直しが、最も可能性が高いのではないかと考えております。第4回研究会で述べましたように、319条1項は、株主全員が議案に賛成した場合は決議を省略することができるという規定ですので、株主数が少ない会社を想定したものと思われれます。第4回研究会では、株式の相続があつたり所在不明株主がいるために全員の同意が難しいとき、全員賛成要件を緩和するというご意見があったことと実益があるとのことでした。例えば、議決権を行使す

ることができる株主の議決権の90%以上が書面または電磁的記録で議案に賛成することで決議が成立したものとみなすという方向はあり得ると思っております。このときに全員賛成ではないのに株主総会決議を省略して決議成立とみなすことになると、決議取消しとの関係では、831条1項1号は問題にならないのですが、決議内容に関する2号・3号は問題になり得ます。例えば90%の株主が賛成したので決議が成立するという通知を株主名簿上の株主に発したときに決議が成立したとするのであれば、そこからは3か月間は決議取消しの提訴期間となります。90%以上賛成していないのに決議が成立したと通知しても、決議不存在となります。この制度の対象をどうするかという問題は詰めなければいけません。全ての会社を対象にするのであれば定款の定めが必要などということも考えられると思っております。

①についても、第4回研究会では違和感があると申し上げたと思いますが、実際、株主総会開催前に決議の結果が決まっている会社はかなり多いという前提で考えますと、報告書の109ページの(2)の内容をブラッシュアップすれば、ある程度実現してもいいのではないかと思います。これは株主総会の省略ではなく、招集通知を送付して書面投票や電子投票により賛成多数であることが判明すれば、株主総会は開くけれども決議は成立していることになり、その株主総会の議事については決議取消事由は生じないということになるのでしょうか。要するに、現状では、決議が事前に成立しているはずなのに説明義務違反があったら決議が取り消されるということが起こり得るので、そうならないようにする制度として検討してよいと考えた次第です。

(E) 資料6に関して、企業の立場で発言させていただきたいと思えます。

株主総会や株主提案権の在り方について、従前も、特に第4回の研究会でも発言させていただきましたが、改めてコメントさせていただきます。今回の資料で触れられている①から⑤の論点は、いずれもこういった制度が実現すれば、企業における株主総会の運営の効率化や実務負担の軽減に資する内容ではないかと考えております。先ほど、どういった会社を対象にするかという発言もありましたが、特に上場会社におきましては、株主総会の運営の見直しによって株主と会社の建設的かつ実効的な対話が促進されるのであれば、会社だけではなく株主全体にとっても望ましい制度になるのではないかと考えています。

そうした意味で、優先的かつ重点的にご検討いただきたいのは、①の事前の議決権行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度の創設と、④の株主提案権の議決権数の要件の見直しの2点であると考えています。特に①の事前の議決権行使との関係では、先ほどお話しいただいたように、上場会社の実態として、事前の議決権行使によって議案の決議の成立が判明しているケースが大半かと思えます。そういう意味で、株主総会を会議体としての意思決定の場だけでなく、株主との建設的な対話の場へと変革していく一つのステップにできたらと思えます。

他方で、現行法の中では、会社側は、事前に決議が成立しているという状況にあるにもかかわらず、当日の修正動議や質疑応答への対応に瑕疵があれば、決議の取消事由が発生してしまうリスクを抱えており、過分に慎重な議事運営を余儀なくされている実態があるのではないかと考えています。そういった意味で、株主との柔軟かつ建設的なコミュニケーションに時間や労力を割くことが難しい。言い換えますと、非常に硬直的な総会運営を

余儀なくされている実態があるのではないかと考えています。こうした状況を改善する意味でも、今回ご提案いただいた決議みなしの制度の創設は、決議が成立した後、例えば説明義務違反を理由とした決議の取消事由が発生しないような見直しを行うことで総会運営のリスクと負担の軽減につながる内容ではないかと思っておりますので、ぜひご検討いただけたらと思っています。

④の株主提案権の議決権数の要件の見直しについては、従前申し上げたことと重複しますが、およそ可決される見込みの少ない提案ないしは濫用的な株主提案を抑止し、株主との建設的な対話に寄与する重要な提案に、よりフォーカスできるようにする意味でも、300個の議決権数の要件はぜひ見直しをご検討いただけたらと思っています。

その際、議決権数の要件だけではなく、これは海外との比較という論点が出てくるかもしれませんが、現在6カ月とされている継続保有要件についての在り方や、業務執行に関する株主提案を可能とすることの是非、あるいは株主提案権の行使期限について、今は総会の8週間前までとなっていますが、総会の8週間前となると、取締役会で招集決議をするまでの期間が短い会社も多く、招集通知の作成を含めて実務上の負担が多いかと思っておりますので、行使期限の在り方も含めて広く検討対象としていただきたいという声もありました。

なお、⑤で書面交付請求制度の見直しについても触れられていますが、前回議論させていただいたとおり、長期的には書面交付請求制度は廃止すべきではないかという意見が多くありました。株主総会の手続の電子化という目的に加え、コロナ禍の中でデジタル化が大きく進展してきた環境変化等もあるかと思っておりますので、この点も含めて、書面交付請求の見直しについても法制審の場で議論いただけたらと考えています。

主として企業からの意見になりますが、この論点については以上です。

(F) 私からは、まず①と②についてですが、株主総会の決議があったものとみなす制度については基本的に賛成というか、これを進めていただきたいと思っています。特に②は、株主が判明していない非公開会社については必要かと思えます。今ご指摘があったように、決議が事前にはぼ判明しているということと、機関投資家は基本的に総会に参加できず、修正動議などが出たときに権利を行使できないことから、修正動議については非常に疑問視しています。一方で、反論として考えられるものは、株主総会は個人投資家をはじめとした意見表明の場であり、そこで修正動議も出てくる可能性があるのも、その権利を損なっていないのかという点もあるかと思えますが、これについては別の会議体を設けてもいいのではないかと考えています。必ずしも総会でなくても、別の会議体で意見を聴取して経営に反映していけば、それで十分に個人株主の意見や考え方などを取り込むことができるのではないかと考えています。

③のキャッシュ・アウトについては、議論はしてもいいとは思いますが、基本的に慎重に考えています。条件として少数株主の保護規定がきちんと担保されていなければ、安易に9割という比率を引き下げるべきではないと思います。3分の2を押しさえれば残りを締め出すことが可能ということだと思えますが、それは一方で3分の2さえ押しさえれば会社の支配権を100%握れるということになるので、そういった動機で大株主や大量に株を持っている支配株主が影響を与えることも当然出てくると思います。現状、TOBにおいてマ

ジョリティ・オブ・マイノリティが付与されない状況であって、そこは少数株主から見ると、意味がないとはいえ権利を毀損される状況をそのまま放置していいとも思わないところです。そういった少数株主に対する権益の保護が担保された上で進めるべきではないかと思えます。

④の株主提案権の議決権数の要件の見直しについては、濫用事例が非常に多い印象です。例えば大手金属会社では、ある代表取締役の解任を求める提案が出て、その理由が「気に入らないから」というものであったり、某会計サービス会社の株主提案では家賃が欲しいからという理由で本店所在地の変更提案が出たり、大手地方銀行では発注するビル建設について相対取引ではなく全て競争入札にすべきだとか、某証券会社では、定款の一部変更で総会後の豪華ホテルで行う写真撮影を禁止し、写真撮影は社内の別の場所ですべきだという提案が出てきたりしています。これは非常に極端な例だとは思いますが、機関投資家から見ると濫用事例といえる議案があることも事実です。また、一見まともそうに見える提案でも実はそうではなかったり、実際には賛成するのは難しいということも含めて、かなり問題があるというか、稚拙な提案も多いと感じています。形式的な要件はそろっていても、例えば希薄化が伴うファイナンスにおいて希薄化の上限比率が提示されていない議案などは検討すること自体が難しいということになります。

一方で、株主提案権については、日本は諸外国に比べると提案するハードルが低かったり、さまざまな条件が課されている米国に比べると比較的緩いといわれていて、それについては留意すべきとは思いますが、やはりこれは日本においてガバナンスがきちんと整備された上でハードルを上げないと、あまりよろしくないのではないかと考えています。つまり、経営と監督が分離された状況が整備された上で基準を厳格化するのはいいと思いますが、ただやみくもに厳しくすると、株主の意見を吸い上げる機能が低下してしまうと思うのです。日本の取締役会は経営執行と監督が曖昧な部分があって、そういう意味で広く株主から意見を吸い上げるという意味合いがあったと思いますので、そこと併せて進めていかないと、結果として株主の意見を経営に反映させることが困難になると考えられるので、そこは条件として付加していくことが重要ではないかと思っています。

書面交付請求制度については、発行体もそうですし、取次ぎの証券会社からも、手間と負担がかかっているという話があります。ただ、現状は既にこの制度で動いていますので、全面的にやめていくということであれば、むしろ中途半端に改変することによってさらに負担が増えることは避けるべきだと考えています。(E)がおっしゃったように、ゆくゆくはなくなっていく方向だと思いますが、発行体や取次業者の事務負担なども一部考慮しながら、少し時間をかけて、長期的な課題としてゆっくり考えていくべきだと考えています。

(G) それぞれの事項は、ある程度関連するところがあると思います。例えば、①のようなみなし総会決議が仮にできるのであれば、②③についても①で一定程度手続負担を軽くできることもあるかと思いますが、議論する際には、それぞれの事項を個別に考えるより、組み合わせを意識することがまず重要ではないかと思えます。また、バーチャル株主総会が導入されると、議論の前提となっているような従来の総会の開催自体の負担感がだいぶ変わってくると思われ、そのような関連性も念頭に置いて議論していく必要がある

と思います。

その上で、①につきましては、以前も申し上げたように、事前の賛否について、どのような事情があっても変えることがないという確定的な意思表示として扱ってよいのかどうかという点は、しっかりと考える必要があると思いますけれども、確定的な意思表示で必要な数が取れば簡素化する、ということは議論していてもよいのではないかと思います。また、これまで株主が総会を通じて経営に参画するという点が重要視されてきましたが、会社と株主間のコミュニケーションの機会が十分に確保されるのであれば、必ずしも総会の場でなくても構わないとも考えられるところです。制度上というより実務上、そのような機会を十分に確保していくことは、①のような制度を社会に受け入れていただく、あるいは株主と会社の関係を適切にしていくためには重要ではないかと思います。

②については、非公開会社については特段の反対はございませんけれども、上場会社について同様に考えてよいのかどうかは丁寧に議論した方がいいのではないかと思います。とりわけ①が実現するとなった場合には、そこで実務上の支障を解消できるのではないか、ということを検討していくことが必要ではないかと思います。

③に関して、特別支配株主の10分の9の要件を緩和するという点については、単なる総会の効率化を超えた話になるのではないかと思います。やはり少数株主保護の観点からの検討が必要だと思いますし、見直しをすることの正当な理由がどこまであるのかということなどを慎重に考える必要があると思います。簡易な決議の取り方を考えた場合、①のような方法があれば一定程度の緩和はできるのではないかと思います。

④については、300個の要件について、投資単位の小口化が進んだ場合に提案権の実質的な価値が下がってしまうことを考えると、実際の株価の変化などを踏まえた水準の調整という観点から見直す余地はあり得るのではないかと思います。300個要件を廃止するかは、廃止の正当な理由がどこまであるのかということなどを慎重に議論する必要があると思います。また、濫用の懸念による300個要件の見直しも考えられはしますが、300個要件に限らず、議決権の1%以上を保有する人が濫用することもあり得ます。個別の要件の見直しで対応するよりも、検討に時間がかかるかもしれませんが、本来的には、総会と取締役会の権限分配や、総会でどこまで、何を決めるのかといったところを正面から考えていくアプローチの方が、筋としてはよいのではないかと思います。

⑤については、将来的には完全に電子化することが望ましいと思いますが、現時点でそこまで進めてよいかはやや疑問があります。実務への影響を考えますと、当面の代替措置を設けるより、少し待った上で一気に制度を見直した方が、実務の方々から受け入れられやすいのではないかと考えます。また、やりすぎるといけないかもしれませんが、書面交付請求によらず、任意で株主に書面を交付するような対応なども、実務のところで工夫できると良いのではないかと思います。

(H) 私は①と④について、実務の方々への質問という形になるかもしれませんが、少しコメントさせていただきたいと思います。

まず①です。前回も議論になりましたように、ここで想定されているのは、株主にとって株主総会決議が成立したかどうかは株主総会の当日や直前にならないと分からないという制度だと思いますが、こういう制度は非常に分かりにくく、本当に利害関係者の納得や

理解を得られるのだろうかという点が気になっています。

他方で、そういう制度ではなく、これは (I) がおっしゃったことだと思いますが、書面投票や電子投票といった形で株主に議決権行使の機会を保障した上で、会議体としての株主総会を開催するかどうかは定款自治に委ねるという制度は十分に考えられると思います。この制度の場合は、仮に会議体としての株主総会が開催されるのであれば、いわば任意の株主総会という形になります。議決権行使は認められないため、修正動議も株主提案もできず、株主と取締役の間でのコミュニケーションだけが行われる形になり、しかも、そのことが株主総会の招集の時点で確定し、株主にも周知することができます。こうしたシンプルな制度であれば実現可能なのではないかと思います。

私は個人的にこの制度で十分な気がしているのですが、そうではなくて、やはり直前に議決権行使や書面投票の結果を見てから決めたいというニーズが実際どれほどあるのかという点を実務の方々にお聞きしたいと思っています。仮に書面投票・電子投票の段階で賛成多数にならないのであれば、会議体としての株主総会を開いたとしても賛成多数にするのは難しいような気がしてしまっていて、仮にそうであれば、ニーズはあまりないことになりそうです。つまり、株主総会を開けばそこで逆転できるという可能性があるのであれば別ですが、そうでないのであれば、よりシンプルな制度を目指した方がいいのではないかと思います。

次に④について、私は株主提案権の議決権数の要件の見直し自体には賛成です。こうした見直しは、可能であるならば行った方が良いと思います。仮にデリケートな理由でこれが難しいというのであれば、以前にも申しあげましたように、せめて定款での引き上げを認めることを考えるべきであろうと思います。

その上で、先ほど少し権限分配の話や、株主提案権の対象を制限するという話が出てきましたので、この点について少しコメントさせていただきたいと思います。私は、株主提案権の対象を制限することを検討すること自体には反対しないのですけれども、制限する必要性が本当にあるのか、立法事実としてあるのかということについて、疑問に思っています。また、仮にこれを制限すべきということになった場合、例えば米国法のように業務執行事項は株式提案権の対象から除外することについては、エンフォースがかなり難しいという問題があることを事前に共有しておいたほうがよいであろうと思います。釈迦に説法ですけれども、米国ではSECが方針を決めてエンフォースしています。SECのような機関がないわが国で本当にこれができるのかという問題もありますし、SECにしても、それが定める方針は政権が変わるたびに少なからず変わります。このような不安定な制度を本当にわが国でエンフォースできるのかという点をまず考える必要があると思います。

仮に業務執行事項を株主提案権の対象から除外する場合は、いわゆる勧告的な株主提案決議を求める株主提案（勧告的提案）が認められる旨を明文で規定することも同時に検討すべきだと思っています。現行の会社法の下では、こうした勧告的な株主総会決議を求める株主提案は許されないという解釈が多数説で、だからこそ機関投資家は定款変更議案を提案する形で株主提案権を行使せざるを得ない状況があります。そして、そのことが、株主提案権の対象を制限すべきであるという意見につながっているのではないかと思うわけです。

このような状況で、業務執行事項などを株主提案権の対象から除外し、さらに勧告的提

案まで認めないとすると、他の先進諸国、英国はもちろん米国などと比べても、わが国の株主の発言権は非常に小さいということになってしまいますので、こういうことは避けるべきではないかと思えます。意図しない株主軽視の誤ったメッセージを発することになってしまいますし、(F)がおっしゃったように、わが国の上場会社にはガバナンスに不安を抱える会社も少なくないことを考えると、なおさらであろうと思っています。

(I) 私は実のところ、いずれも前向きに検討していただきたいと思っていますが、特に①③④について意見を申し上げたいと思えます。

①に関して、前回は慎重論が多かったと思いますが、今回は前向きなご意見が相次いでおり、意を強くしているところです。(H)が言われたように、いろいろな制度の立て付けが考えられると思っています。私が論文で書いたときは、端的に定款で定めれば書面プラス電子的方法による議決権行使によって決議を成立させることができることにして、現在開かれている株主総会は任意の会議体として開催するというようなことを構想していたのですが、全く新しい制度ですので、慎重を期して、結果としても過半数の賛成の議決権の行使が事前に得られて、もう決議は覆らないと言えることまで確認した上で決議が成立したものとするという制度でも、現在の実務が「こういうときは会議体を省略したい」と考えるニーズを満たしているように思うので、こういう制度にすることでも異論はありません。さらに慎重を期せば、例えば一定の株主が会議体としての開催を請求したときは開催するとか、さまざまな激変緩和措置的な手続も考えられると思うので、①についてはぜひ何らかの形で実現していただきたいと思えます。

③のキャッシュ・アウトに関しては、①ができるとすればもうこれ自体で非常に大きな変化ですから、無理して実現する必要はないかもしれませんが、1点、前回発言したことに補足させていただきます。現在、デラウェア州の会社法では、251条のh項という条文で従来のショートフォーム・マージャーの要件を緩和しているのですが、これは公開買付けを前置するという制度です。公開買付けを前置した上であれば90%以上の議決権を取得していなくてもショートフォーム・マージャーを認めるというもので、このような制度を日本に取り入れることは考えられるのではないかと思います。その上で、公開買付けがきちんと公正な手続として行われたという追加的な要件を定めることで、むしろ今よりも手続の公正性を高めることができる可能性があると思っています。

それから、前回言ったことをあまり繰り返したくないのですけれども、株主総会決議を要求することが、実質的に株主にとってどれだけの権利保障になるのかということは考える必要があると思えます。このあたりはデラウェア州法と違う部分があるのですが、日本法の場合は、総会決議があってもなくても株主は株式買取請求権が保障されますし、逆に総会決議を取ったからといって、追加的に株主に権利が与えられるというわけでもありません。特に差止請求については、総会決議を取った場合には、対価の不正を理由に差止めができるかどうか明らかではないのですが、略式組織再編だと逆にそこはできることが明らかになっているというように(会社法784条の2第2号等)、実は株主にとっての権利保障が進んでいる部分もあるのです。そのようなことも考えて、③についても少し追加でご検討いただきたいという希望を持っています。

④については(H)のおっしゃったことにほぼ同感で、定款によって提案権の議決件数

を引き上げることを一定程度認めるというのが現実的な方策として考えられると思います。業務執行事項について定款変更できないというような内容的な制限は、米国の経験を見ても業務執行マターかどうかの判断が極めて困難で、日本だとそういうことはないかもしれませんが、米国だと完全に政治情勢に左右されてかなり混沌とした状況になっているので、よほど慎重に考える必要があると思います。

(J) まず①について、検討すること自体に反対ではないのですが、前回も申し上げたように、●の中では、手続の瑕疵についての取消権があることを背景に真剣な議論ができるのではないかとというような意見がありました。ただ、過度な負担が生じないようにという実務の要請もあると思いますので、検討していくということでよいと思います。

②は、この319条1項の見直しについてどういう場面を想定しているかということなのですが、行方不明の株主がいる場合であれば、恐らく所在不明株主の手続を取るの筋だと思っています。そうではない場合でも、閉鎖会社を念頭に置いていると思うのですが、例えば10%持っている株主が1人いた場合に、その株主に対して特に招集通知等も出さずに9割の株主で決めてしまうといったことが起こらないように、手続の適正性のようなものは要るのではないかと考えており、そのあたりを工夫した上で考える必要があるのではないかと考えています。

③のキャッシュ・アウトに関しては、先ほど意見が出ましたように、株主総会を開いたから少数株主の保護になるかということとそうとは言い切れません。対価の公正性が担保されるような仕組みであれば、総会という手続を緩和できないことはないと思います。

④と⑤については、以前、部会で議論した論点ですので、そのときと立法事実が違うのかというようなことを検討する必要があると思っています。特に⑤の書面交付請求制度については、どのような実務運用が行われているのか、どれくらい書面交付請求があるのかといったことの調査などをした上で検討するのがいいと思っています。

(K) 今まで皆さんがおっしゃったことと若干かぶるのですが、企業サイドの立場で申し上げますと、株主との対話等を通じたエンゲージメント強化が求められている中で、総会実務は、法令で必ず対応すべき事項に加え、こういったことも伝えたいという思いを込めた任意対応という形で、相当のコストとエネルギーをかけて準備しています。その工数がかかりかかっているという実態は、私の近くに総会担当者がいるので非常によく理解できます。今回の資料で提起いただいているように、株主全体の共同利益という視点で合理化できる余地はないかということ洗い出しいただくことで、手続面の緩和、柔軟化を図っていただくことについては全く異論ございませんので、①から⑤についてはぜひ検討を進めていただきたいと思います。

まず①については、前回申し上げたように、比較的小規模の会社にとっては事業効率の面でも非常に有用ですので、総会の開催実務の一メニューとして検討に値するかと考えています。ただ、合理化には寄与しますが、エンゲージメント強化という目的からは若干距離感が出てくるのではないかとのご意見も出てくると思います。結局、エンゲージメント強化のための何らかの代替手段を個社で考える必要が出てくるのではないかとご意見が出てくることも想定されますので、なかなか意見醸成までには時間がかかるのではないかと

と思われました。

②も、ぜひ検討いただきたいと思います。これは総会自体を最初から書面決議で済ませてしまうということですから、要件についての議論がかなり出てくるとは思います。一定割合で規定化するのか、あるいは限定条件で対応するのかという議論もいろいろ出てくると思いますので、それなりの時間をかけた議論が必要になってくるのかと思われました。

③も、特別支配株主の要件については略式組織再編との整合性という意味でさらなる検討が必要かと思っています。

④については、投資単位が下がっているという客観的事実は明らかにあると思っておりますので、現状の300個というのがそもそもどういう理屈で決められたのかを踏まえて、ハードルを上げていくということは、短期的視点から早めに進めていただいているのではないかと考えています。

⑤についても、株主からの書面交付請求が極めて少数にとどまっているという客観的事実があるものですから、5年なら5年という年限を決めて廃止という方向で検討いただけるといいのではないかと考えています。

それ以外には、開示書類に係る合理化も検討いただけると非常にありがたいと思っています。上場企業の開示サイクルで、決算短信、事業報告、有報、CG報告書などがありますが、その中には重複・類似した情報もかなり散見されて、経営資源に限界のある決算担当者や総会担当者がかなり苦勞している実態があります。電子化が進み、ホームページなどにおける電子情報の一覧性や検索性がかなりあるという前提であれば、そういった利点を生かし、例えば事業報告に記載した情報は有報での開示を省略するとか、逆に有報が総会前に提出されることがあれば事業報告の開示は省略するという形も、長期的な視点で検討していただくといいのではないかと考えています。

(L) これまでのご議論を拝聴して、①から⑤のすべてについて、賛否両論といたしますか、実現を望む声もそれなりにあったように思いますので、全て議論の俎上に載せてもいいのではないかと考えています。ただ、先ほどご指摘があったように思いますが、相互に有機的なつながりがあるように思います。例えばの整理ではございますが、①②④は株主総会の会議体としての一般論の話であり、③はキャッシュ・アウトという特別な文脈の話であって、①②がうまくいけば問題は解決する場合もありうるものとしてちょっと横に置くべきではないか、⑤は、恐らくではございますが、時期が来れば廃止すべきではないかという意見もそれなりに強そうだけれども、出来たばかりの制度であって、今がその廃止の時期なのかという問題で、①②④とは区別して議論できる問題といえるのではないかと考えています。つまり、会議体としての株主総会を開く意義がどのくらいあるのか、そこで株主にどのくらいの発言を認めるべきなのかという話と、キャッシュ・アウトの話と、書面請求権の話とを区別して議論を進めていくのが一つの方法なのではないかと考えています。確かに会議体で全てのことを決めるのは現実的ではないかもしれませんが、このような立法の議論をすることを通じて、会議体を開くことの積極的な意義、このような場合には会議体で議論すべきではないかという点も含めて、本当に必要な会議体とはどういうものかという議論が深まっていくといいと思います。とにかく面倒くさいから簡単にしていこうという形で議論すべきではなく、例えば泡沫提案のようなものについては、審議時間の貴重さから、賛成

がわずかであることが見込まれるのであれば早々に否決するという扱いができる制度があるといいと思いますし、今の米国のように、例えば、政府の考え方が大きく変わり、会社としてDE&Iの方針などをどうするか真剣に議論しなくてはならない場面で、経営者が「わが社は政権とは違う方針でいくべきだ」と考えるのであれば、株主にきちんと説明する場が必要なのではないかなど、いろいろな問題があると思いますので、現時点での、というのでよいと思いますが、望ましい会議体としての株主総会が浮き上がってくるような議論の立て方をさせていただくとありがたく存じます。

(M) 資料6の第1の3行目の「次の事項を検討することは考えられないだろうか」という問いに対する答えは、もちろん「考えられる」だと思います。ただ、その後にかかれている実現可能性が高いかという観点については、およそ箸にも棒にも掛からない、いくら議論しても実現の方向性が見えてこないようなものは外すということで質問されているのだとすれば、そこまで実現可能性が低いものは含まれていないと思います。恐らく①②あたりが大丈夫なのかということもあってこのように書かれているのだと想像しますが、これまで議論があったように、①もおよそあり得ない話ではないと思います。私はこの発言の中では賛否や方向性は言わずに、議論することの意味について専らお話ししますが、議論する意味がないようなもの、およそ実現に結び付かないようなものはないと思います。ただ、①を取り上げるのであれば、事前の議決権行使で決議があったものとみなす制度というよりは、会議体による多数決を経ないで意思決定ができる、最初から招集せずに書面だけで多数決で決めるような制度という方が、一見難しいように見えて、理論的には筋がよいものですので、そういったものも含めて検討するということにすべきではないかと思えます。理屈としては、最初から招集しないで、会議体を持たずに書面だけで意思決定する可能性を認めれば、普通の総会と両建てのすっきりした制度ができるのですけれども、それを認めた上で、いわばその中間的なものとして、事実上事前に票が集まったときどう処理するかということも考えられますし、いろいろな可能性も含めて検討できるので、①も表現をやや拡張した形で検討事項に加えるのは十分意味があると思います。

今述べた通り、およそ実現可能性が低くてどうしようもないものは含まれていないと思うのですが、あえて優先順位を考えるとすると、これまで伺った感触からすると③と⑤がやや低いのかという気がします。

③はそもそも総会の在り方の話ではないというのが最大の問題なのですが、それは場所を変えて検討すればいいだけの話で、ここでの問題は、③はすごく困っている問題があるから直したいという話ではないということでしょう。私は、こんな形で総会を要求することが誰の役に立つのか、むしろ株主にとって有害ですらあると思っているので、見直すこと自体には反対ではないのですけれども、実務が「どうしても開きたい。開かないと困ると投資家が思っている」というのを押し切ってまで見直さなければいけないほど優先順位が高い話とも思わないという意味で、やや優先順位は低いと感じます。むしろ、ある種の論理整合性を重視したような発想から検討すべきだということになるかもしれません。

⑤は、皆さんがおっしゃるとおりで、やるとすれば書面交付請求制度を廃止にすることを検討すべきで、中途半端に書面交付請求の範囲を狭くするとか、要件を厳しくするとかいうようなことをして制度を複雑にするような検討はすべきではないと思います。

検討すべきは廃止するか否かの選択だと思います。その上で、現在実態調査をして、廃止する方向に踏み出せないのであれば単に調査しただけになってしまいます。そうなっても悪いことだとは決して思わないのですが、ただ、そのなる可能性が相当あるとすれば優先度は低いのかもしれません。ただ現在の意識としてはまだ書面投票制度の廃止は無理です、でも将来は分かりませんという記録を残すこと自体に意味があるのであれば、優先順位は非常に高いわけではないけれども、落とせというほどのものでもないと思います。以上の通り、どの問題も検討したらいいと思いますが、どうしても時間、コストの問題でどれかを落とすとすれば、③と⑤かなという印象でした。

(B) どうもありがとうございます。他にいかがでしょうか。これまでのご発言を聞いて何かご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

(A) 再びこのご議論を頂き、われわれとしても何が大事なポイントなのか、どういったところであれば検討の余地があるのかということが以前よりも少しくリアになったと思いますので、引き続き検討できればと思っております。ありがとうございました。

(B) 他に何か追加のご発言等ございますか。私からも1点だけ。①については私も(M)と同じような印象を持っています。①は現行会社法が用意している株主総会による意思決定とは全然違う制度になるのではないかと思います。これまでは、例えば質問権にしても、会場における議案提案権にしても、強行法的に守られた権利だと考えられていたと思いますので、そのような権利が強行法によって保障されていない、株主総会決議によるものとは異なる新しい意思決定の方式だと思います。そうすると、例えば投票のタイムラグが生じたり投票の過程をだれがコントロールするかなどの問題をどのように考えるかなど、考えなくてはならない問題がたくさんあるような気がしますので、私は①は組上には載り得るかと思いますが、非常に大変な制度設計になりそうな感触を持っています。一言申し上げさせていただきました。

(I) タイムラグというのはどういう趣旨でしょうか。

(B) 議決権を行使する時点が株主によって違ってき得るということです。

(I) 今でも違います。

(B) 違うのですが、総会に出てきて書面による議決権行使と異なる意思表示をすればそちらが優先すると解されています。

(I) その部分は、どうしてもそれが問題だというなら、事前に議決権行使をした場合は、ある時点まで議決権行使の内容を変えられるということを要件にすればいいと思います。現在、ほとんどの株主は書面による議決権行使をしている中で、総会に行けば変えられるということがどのぐらい実質的な権利保障になっているのか、ちょっと私は疑問に思って

いるのですけれども、どうしてもそこが問題なのであれば、議決権行使の期限まで議決権行使を変えられるという仕組みをとることは、電磁的方法による議決権行使なら容易だろうと思います。

(B) そのような制度設計は立法論としては十分あり得ると思いますけれども、現行の株主総会による意思決定の仕方とはだいぶ違うのだと思うのですよね。

(I) 無論、立法するわけですから、今とは異なると思いますが。

(B) 追加のご意見等ございましたら、ぜひお出しただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、報告書案の方に進んでいただければと思います。会社法制研究会の報告書につきまして、ご説明をお願いします。その後で意見交換の機会を設けさせていただきます。

(N) 会社法制研究会報告書の案についてご説明します。こちらを今回の研究会資料とさせていただきます、報告書の案であることを明示して、ホームページにアップロードさせていただくことを考えております。会社法制研究会報告書の説明に移りますが、まず本報告書の趣旨は、本研究会における議論を一定の方向に取りまとめようとするものではなく、これを見れば本研究会の議論の状況、すなわち検討された事項とそれに対する皆さまからのご意見が分かるようにするという点にあります。本報告書は、最終版も商事法務研究会のホームページ上で公開されることとなりますが、ご承知のように、今後、法制審議会の部会において議論がされることとなりますので、第1回の部会の参考資料にできればと思って原案を作成しております。従いまして、これまでの研究会資料の記載をほぼそのままの形で掲載した後に、本研究会で出た意見を少し要約した形で紹介することとし、本研究会として一定の方向性を明記するという事はしておりません。

次に、本報告書の構成について簡単にご説明します。2 ページの目次をご覧ください。まず第1では、本研究会の設置の目的や開催状況を記載しております。第2以下で各論を記載しておりますが、第2以下の構成はいずれも同じ構成としており、1の「検討事項」で、これまでの研究会資料で規律案や検討事項として掲げた事項を記載しており、2の「検討事項の補足説明」で、これまでの研究会資料で補足説明として記載していた内容を記載しております。そして3の「本研究会における各意見」で、これまで研究会で出された主な意見をまとめています。

1の「検討事項」および2の「検討事項の補足説明」は、これまでの研究会資料をほぼそのまま転記しております。研究会で複数回にわたって議論した論点については、そのままつなぎ合わせると不自然になりますので、初めて読んだ方にも分かるように少し工夫をしたり、皆さまのご意見を踏まえて、言いすぎたと思われる部分を少しニュートラルな表現にしたりといった多少の調整は行っておりますが、これまでの研究資料から大きな変更はありません。

本日、皆さまからご議論、ご意見を頂きたいのは、主に3の「本研究会における各意見」の部分です。ここでは、これまで頂戴した各ご意見をまとめておりますが、本日は3の「本

研究会における各意見」として追加して記載すべきものや、修正すべき箇所があればご指摘いただきたく存じます。なお、既に記載されているご意見について、ご自身の発言であると思われるのに少しニュアンスが違うといったこともあると思います。大きなところであれば本日の会議においてぜひご指摘いただければと存じますが、細かな表現ぶりであれば、後日メール等でご指摘いただくこともできます。具体的には、後日、本日のご議論も踏まえた修正版を委員の皆さまにメールでお送りし、ご確認いただくことを想定しておりますので、その際にご自身の発言と思われる部分について、若干ニュアンスが異なるとか、細かな表現ぶりを調整したいなどといったことがあれば、メールでご修正いただくことも可能です。

なお、第2から第14までの記載の順序ですが、諮問事項で掲げた三つの大きなテーマの順で記載しており、第2から第4までで、株式の発行の在り方に関する論点、第5から第11までで、株主総会の在り方に関する論点、第12から第14までで、企業統治の在り方に関する論点を記載しております。報告書のご説明は以上です。

(B) ありがとうございます。それでは、会社法制研究会の報告書案について議論したいと思います。議論を円滑に進めるために、三つに分けて議論していただければと考えております。初めに、株式の発行の在り方に関する第2から第4までの論点、次に、株主総会の在り方に関する第5から第11までの論点、最後に、企業統治の在り方に関する第12から第14までの論点についてご意見を伺えればと思います。先ほどご説明のあったような観点からご発言を頂けると大変ありがたいと思います。

まずは株式発行の在り方に関する第2から第4までの論点について、それぞれ、3の「本研究会における各意見」を中心にご意見をお出しいただければと思います。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。特にご自身が発言したのではないかとと思われる箇所、特にニュアンスが違うというような点について、ご指摘を頂けると大変ありがたいと思います。

(O) 3の「本研究会における各意見」に関する論点というわけではないのですが、一言発言させていただければと思います。まず、本研究会の報告の取りまとめにご尽力いただいた事務局に敬意を表したいと思います。●は、本研究会において、従業員に無償交付される株式が労働基準法の賃金に該当し得るか否かという点について、厚労省との調整をお願いしてまいりましたが、本報告書の取りまとめまでに結論が得られなかったことは残念と言わざるを得ないと思っております。今後、議論の場は法制審に移ることになりますが、本件の議論の出発点は労働法制との整理になりますので、法務省には引き続き丁寧な議論の場の設定をお願いしたいと思います。

(A) ご指摘いただきましたとおり、労働法制との関係の調整が本日に至るまでできていないことは大変申し訳ないと思っております。そこは引き続き厚労省とも連携の上で、前提となる事柄だろうと思っておりますので、しっかりと進めていきたいと思っております。

(J) 以前配らせていただいた、追加的に検討していただきたい事項がこの報告書に含ま

れていないのですけれども、ご説明いただいたとおり、報告書に記載がなくても、関連論点として場合によっては法制審の部会で取り上げられることがあり得るという理解でよろしいのか、念のため確認させていただければと思います。

(A) ご指摘のとおりでございます。諮問の内容につきましては皆さまにご説明させていただいたとおりかと思っておりますが、諮問事項に関連する限りにおいては、この研究会の報告書の中で触れていないことであっても議論の対象になり得るだろうと思っておりますので、そのあたりは今後の議論次第かと思っております。先ほども申し上げましたが、これを見ればこの研究会の議論が分かるというものにするというのがこの研究会報告書の趣旨でございまして、ここに書かれていないものは今後の法制審における審議の対象にならないということを申し上げるものではございません。

(E) ここに書かれていないからといって法制審の議論テーマにならないということではないと理解しましたが、逆に、書かれているものについては基本的に全て取り上げるということでもないという理解でよろしいのでしょうか。

(A) この研究会報告書で挙げられている事項の中にも若干の温度感があるのかと思っております。例えば、具体的な規律案などを示して本格的に議論したものから、皆さまから頂いたご提案を踏まえて、立法事実の有無も含めてどうなのかとお諮りしたものまで、さまざまあるかと思います。特に前者についてはほぼ間違いなく法制審で議論されるだろうと思っておりますが、後者につきましては、議論の俎上に載せるのか載せないのかも含めたご議論なのかと思っておりますので、そのあたりは少し温度感に差があるかと思っております。

(I) 他の方が特に気になさらないなら無理に修正する必要はないのですが、第2の従業員に対する株式の無償交付で、修正された8ページの注に「本研究会においては、労働法制との関係を整理することができなかった」と書いてあるのですけれども、これは知らない人が読むと、整理を試みたけれども無理だったというように解釈されないかと思いました。あくまで労働法制については厚労省との調整に委ねて、本研究会では検討しなかっただけなので、そのように書いた方がいいのではないかと思いました。

(A) 内部で検討させていただきます。

(P) 株式交付に関して、45ページから46ページにかけて、見直しの必要性のところは全て「ニーズがある」という形で固めてあり、方法や検討の方向性については「このような考え方になる」というような書き方をされています。46ページの二つ目の○は私が発言したと類似するのと思うのですが、別に組織再編行為というふうには呼べばできるということを言いたかったわけではなく、このような整理をするのは会社法としては許容範囲を超える整理にならないだろうかという懸念を示したつもりです。下から二つ目の○の無効となるリスクというのも、もしかすると私の話と関係するのかもしれないのですが、

そのときに話していたのはもう少し違うことだったような気がしますし、これだけ突然書かれると何のことだかよく分からないような気がします。全体的に、こういう整理ではどうかということを行っているかのようなまとめになっているのですけれども、こういう整理は大きすぎるのではないかというニュアンスで発言したつもりです。下から二つ目がもし私の発言だとすると、これだけだと意味が通らないので、ない方がむしろいいのではないかと思います。

(A) ご指摘いただきありがとうございます。もう一度われわれの方で精査させていただき、必要な修正等を検討したいと思います。まさに今のようなご指摘を頂きたかったところですので、他にあればこの機会にご指摘いただければと思います。また後日のやりとりでも構いませんが、今ご指摘いただいたようなニュアンスのお話であれば、今日ご発言いただいた方がいいような気がしておりますので、他にも同様の事項がございましたら、ぜひご指摘いただけますと大変ありがたいと存じます。

(L) 今のご意見に関連するのですが、「見直しの必要性について」という項目の位置付けが難しいと思ひまして、項目に挙がっている時点で、必要だと思う人がいることは明らかであるように思ひまして、必要だと思っている人がいるということを書くことはあまり意味がないように思ひました。なぜ見直しが必要なのか、あるいは、どういう立場から必要性を感じているのかということが分かるような形で書いていただけると、項目の位置付けがより分かりやすくなるのではないかと思います。

(M) 同じようなことですが、例えば 19 ページの「見直しの必要性について」で、「実務上のニーズがあり、見直しを進めるべきである」と書いてあります。確かにそうおっしゃった方がいたのは確かですが、これだと読んだ人は何のことか分かりません。実務上のニーズというのが、何についてニーズなのかが全く特定されていないからです。従業員にストックオプションを与えることのニーズであれば、それはそのとおりなのですが、現物出資で与えているので、それでは足りない新しい制度を作るニーズが指摘されなくてはならないはずなのです。この書き方だと何がニーズなのか分からないので、この 1 行だけならむしろ要らないと思います。次のところは内容がありますが、ただ、なぜ今のやり方は駄目なのかという説明にはなっていません。ここ以外にも、ただ一言「必要がある」と言っているような記述は、そのままだとなくともいいような気がします。かえってミスリーディングな気もします。

ついでにもう一つ、同じところの (2) について、無理に付け加えることを強く要求する趣旨ではないのですが、議論の中で重要だったのは、B 案に対して実務的には批判が強かったのに対し、B 案の負担が多いのは決議しなくてはいけない対象や内容をどれだけ具体的に細かく要求するか次第であって、B 案であっても、要求される決議の内容次第では負担が重すぎるかどうか検討する必要があるのではないかという、A 案と B 案の比較の観点での発言だった気がします。そういうところは A 案と B 案の最終的な選択において重要なポイントなので、可能なら入れていただけないでしょうか。下から二つ目の○の「B 案の方が、分かりやすいし、機動的な対応ができるのではないか」というところにそれが隠さ

れているのかもしれませんが、これだと読み取れないと思います。

(L) 大変細かい点なのですが、462条についての確認です。ここには「見直しの必要性について」という項目はないのですが、これが検討事項に挙げられた事務局としてのお考えがあったのではないかと思います。もしそういうことでしたら、なぜこの論点を取り上げられたのかがもう少し分かるような形で書いていただけるとありがたいように思いました。現物出資規制の見直しをする過程で、資本制度に係る責任について横断的に見直したいという意図がもし背景にあるのであれば、そのような趣旨を書いていた方がいいように思います。この論点だけ、なぜ取り上げるのかが報告書からはよく分からなかったもので、そのような感想を持ちました。

(A) ご指摘いただきありがとうございます。最後の部分がやや唐突感があるというご指摘かと思いますが、こちらは私どもとして何か一定の考え方があって取り上げたというよりは、むしろ皆さまから頂いたご意見の中で出てきたテーマでございます。われわれの方で積極的に取り上げて規律案まで含めて検討していただいた論点と、初回に皆さまから論点提示いただいたものでは、恐らく若干の温度感の差があり、特に後者については唐突感があるように感じられる部分があるかと思いますが、われわれの方で積極的に取り上げたものではないということもあり、なかなかそういった補足が難しいところがございます。もしそういった唐突感が気になるということであれば、注か何かで、メンバーから頂いた論点であるということを書き記すようなことは考えられるかと思いますが、いずれにしても、一度、われわれの方で検討させていただければと思います。

(I) 私は割とお任せしていたようなところがあって、基本的に「本研究会における各意見」は各委員の意見をそのまま要約したものであって、全体的に整合が取れるような文章を作ることは無理ですから、無理を求めるようなことはすべきではないと思います。私の発言が二つに分割されているようなところがありましたが、それも全然構いません。実際にストックオプションのA案、B案に対して、こういう意見もあり得るし、こういう意見もあり得るという発言をしたと思うのですが、そこが分割されていても全然構わないです。これで全てが決まるという話ではないので、早く報告書を出してしまった方がいいと思っています。

(B) それでは、ここで10分ほど休憩を挟みますので、残りの部分についてざっとお目通しいただき、もし何かご指摘いただくことがあればご指摘いただければと思います。5時半に再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

—休憩—

(B) 皆さまおそろいですので、後半を始めたいと思います。第2パートとして、株主総会の在り方に関する第5から第11までの論点につきまして、先ほどと同様、3の「本研究会における各意見」を中心に、ご意見、ご質問等ございましたらご発言いただければと思

います。いかがでしょうか。

今日、資料6で頂いた部分のご意見は、この後、組み込まれることになるのでしょうか。

(A) おっしゃるとおりです。本日頂いたご意見も、それはそれで反映させていただきますので、またそちらをご覧いただいて新たな気付きがあれば、メール等でご指摘いただければと思っています。

(B) では、そのような前提でご発言いただければと思います。

(D) 報告書では第2から第14まで論点が並列的に挙がっていますが、本日、分けて検討しているように、株式関係とか、株主総会関係とか、そういう編を作る方がいいのか、あるいは、それぞれが関連し合っているので編は作らない方がいいのか、これについてはどのようにお考えでしょうか。

(B) 私も、(D)と同様に、もしかしたらもう少し大きくりにすることもあり得るかと思ったのですが、その点いかがですか。

(A) 申し訳ありません。正直、そこまで深く考えずに、これまでの資料をそのままの順番に並べたところがございます。この時点でわれわれが無理にグルーピングするものもどうなのかというところがありつつ、とはいえ、諮問事項との関係もありますので、並びをそのようにさせていただいたところで、それ以上の意味付けのようなことは控えた経緯がございます。

(D) グルーピングされている方が読みやすさはあるのですが、無理に編建てをする必要はないとも思いますので、結構でございます。

(B) ありがとうございます。先ほど(L)からもご指摘がありましたように、全体の構成に関わるご発言もぜひ頂ければと思います。他にいかがでしょうか。

報告書とは無関係なのですが、たまたま実務の方から教えていただいたことがあるので、テイクノートのために一言申し上げます。もうお耳に入っているかもしれませんが、社債権者集会の完全バーチャル化について立法論を考えると、現行の社振法の86条の証明書が書面の形でしか発行できないような規定ぶりになっていて、ここの電子化が進むと、一貫通貫してバーチャル社債権者集会を開催することができるようになるというご指摘を頂いたことがありますので、忘れないうちに申し上げておきます。

(A) その論点があることはわれわれも重々承知しておりまして、いずれにしても社債権者集会のバーチャル化をするときには必然的にそこは論点になると理解しているところです。ただ、ご指摘いただいたとおり、そこは少し書いておいた方がいい気もしますので、意見欄のところに追記することは全然あり得ると思っています。われわれの頭の中にあるだけでは確かに不十分かと思っておりますので、ご指摘として承りました。ありがとうございます。

した。

(B) ご検討いただければと思います。ありがとうございます。

他にご指摘、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。また戻っていただくこともあり得べしということで、最後に企業統治の在り方に関する第12から第14までの論点について、これも先ほど同様、3の「本研究会における各意見」を中心にご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

あるいは、第1から全体を通じてお気付きの点がありましたらお願いします。この場でご発言しづらければ、個別にメール等で事務局にご連絡、ご相談していただければと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。特に実務の方から何か気になる点がありましたら、どうかご遠慮なくご発言ください。メールベースでご連絡いただいても十分ですけれども、この場でという点がございましたら、ぜひご指摘いただければと思います。よろしいですか。それでは、無理に長引かせることもないと思いますので、予定よりもだいぶ早く恐縮ですが、議事はこれぐらいで終わらせていただきます。

今後の進め方等につきまして、法務省からご説明をお願いします。

(A) 本日はご議論いただき、ありがとうございます。本日のご議論で会社法制研究会報告書につきましてもおおむねご意見を頂けたかと思しますので、本日もちまして、この研究会の最終日とさせていただければと考えております。本日のご議論を踏まえ、会社法制研究会報告書をわれわれの方で修正させていただき、修正版をまた皆さまにメール等で送付させていただければと考えております。皆さまには1週間ぐらいの期間でご確認いただき、先ほど申し上げましたニュアンスの違いなど細かな点も含めてご意見等を頂ければと考えています。

皆さまから頂いたご意見を踏まえ、われわれの方でも検討させていただき、また座長とも相談させていただければと思っておりますが、本日が研究会の最後となりますので、報告書の最終確定につきましては座長にご一任いただければと考えています。もちろん、大きな実質的な改訂を伴うような場合には、また皆さまにお諮りさせていただきたいと思いますが、そうでなければ、基本的な部分につきましては座長にご一任という形でお願いできればと考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、そのような形で進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

(B) ありがとうございます。それでは、会社法制研究会の第6回会合をこれにて閉会させていただきます。先ほどもご発言がありましたが、もし報告書案について、実質的な大きな改訂を行う場合には、場合によっては公表前にもう一度、皆さまに回覧させていただき、微細な修正等についてはご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、報告書案の完成に向けて、どうぞよろしく申し上げます。半年間にわたる研究会でしたが、これまで大変お忙しいところ、熱心なご参加とご討議を賜り、誠にありがとうございました。